平成２９年（フ）第５３３号
北九州市小倉北区江南町５番47　ビブレ江南810号
債務者　浦元　康宏
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５３６号
北九州市八幡西区清納１丁目１番41号
債務者　大庭　弘光（旧姓椎葉）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　浩幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５３４号
北九州市小倉北区熊本１丁目８番10―103号
債務者　橘　　章子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　祖父江弘美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年11月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６５号
岡山県倉敷市玉島上成382番地１　サンファミリア106
債務者　久安　孝明
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷　　和子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４８３号
北九州市門司区大里東４丁目13番30―111号
債務者　桃原　幸平
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　直生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年11月30日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６６５号
仙台市太白区袋原字内手62番地の37　Ｅｒｎｔｅ Ｂ102
債務者　永井　裕子
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宇部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１４２号
千葉県八街市八街は４番地52
債務者　石渡　光治
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１９０号
千葉県成田市囲護台1228番地３（メゾンミハシ205号室）
債務者　小中　光子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２５２号
千葉県成田市飯田町172番地30（ジュネス205号）
債務者　田原　正士
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第１０５８号
名古屋市千種区春岡１丁目31番10号　メゾン・ド・トルシュ412号、従前の住所名古屋市千種区今池３丁目12番23号　キングスコート今池601号
債務者　栄野比直也
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２８０号
名古屋市緑区東神の倉１丁目2010番地　グランドヒルズ神の倉106号
債務者　藤江　一成
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２８１号
名古屋市緑区東神の倉１丁目2010番地　グランドヒルズ神の倉106号
債務者　藤江　佳奈（旧姓村松）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３７号
愛知県春日井市八光町２丁目18番地２
債務者　石田　征宏
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３９０号
名古屋市南区赤坪町99番地の２　Ｔ―テラス赤坪町301号
債務者　西村　駿矢
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４０号
岡山県総社市井尻野1558番地３　雇用促進事業団宿舎１―207
債務者　森保　　巧
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
岡山県総社市井尻野1558番地３　雇用促進事業団宿舎１―207
債務者　森保　清美
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第７０号
北海道北見市東相内町601番地22
債務者　枝　　直美
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係